

【マスクフィットテスト実施者】

は養成されましたでしょうか！？

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

特定化学物質障害予防規則の改正により、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、溶接作業員に対して、年1回、呼吸用保護具（マスク）のフィットテストを実施することが義務付けられています（施行日 令和5年4月1日）。また、作業環境測定の結果が第三管理区分で、作業環境の改善が困難な作業場においてもフィットテストが義務付けられました（同 令和6年4月1日）。このため、溶接作業員に対するフィットテストは、遅くとも令和6年3月31日までに実施する必要があります。

フィットテストは、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施することが求められることから、フィットテストを実施する方々を養成するための「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）が示されています。

（公社）神奈川労務安全衛生協会では、この実施要領に基づく研修を下記のとおり実施します。ぜひ、この機会に受講をご検討ください。

記

講習名 マスクフィットテスト実施者養成研修

日 程 ① 令和6年3月29日（金）午前10時00分～午後16時30分
② 令和6年4月24日（水）午前10時00分～午後16時30分

会 場 （公社）神奈川労務安全衛生協会（横浜市中区相生町3-63）
JR 関内駅北口または、みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩約3分

定 員 1回につき 32名（先着順に受付し定員になり次第締め切りとなります）

対象者 フィットテスト実施者

内 容	〈学科教育〉	フィットテストに関する知識	0.5時間
		フィットテストの方法に関する知識	1.0時間
	〈実技教育〉	フィットテストの準備方法	1.0時間
		フィットテストの実施方法	2.5時間

受講料 一般受講料：29,120円 テキスト：880円 合計：30,000円（消費税を含む）
会員受講料：26,120円 テキスト：880円 合計：27,000円（消費税を含む）



申込方法

当協会のホームページからお申込み
できます。（受講料割引あり）

またはメールやFAXでも受付てます。

<https://roaneikyo.or.jp>



神奈川労務安全

